

令和2年7月20日開催

第1回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時50分 開会

◎開会の宣告

○司会（西 慎一郎） 引き続きまして、第1回高崎市農業委員会総会を開催いたします。

私は、司会を務めさせていただきます農業委員会事務局長の西と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の総会は、農業委員の任期満了による任命後、最初に行われる総会です。総会の開会に当たりまして、富岡市長よりご挨拶をいただきます。

市長、よろしく願いいたします。

○市長（富岡賢治） 皆さん、こんにちは。お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

農業振興のために何かとご苦勞おかけすると思いますが、引き続きどうぞよろしくお願い致します。

せっかくの機会ですので、実は、先ほど農業をめぐるいろんな施策ということで、1つは、農地の管理ということでちょっと影響してくるのですけれども、高崎の周りの主要道路が整備されるようになりまして、西毛広域幹線道路が一番高崎で影響があるのですけれども、西毛広域幹線道路は、農地の上を大体走りますものですから、規制が大変かかっておりますので、広い道路ができてその周辺に何も造れない、マンションも造れない、それからお店もできないという、こういう状況の道路になる可能性があるわけで、ちょっとそれは具合悪かろうということで、恐らくそれぞれの地域、地域の状況もございまして、農業の振興に障りのないよう配慮しながら適切な規制緩和はしなければいけないと思うので、そういうふうに一歩踏み出しまして、市として関係しています群馬地域と箕郷地域ということになりますけれども、こういうことが進み始めましたので、ちょっとお耳に入れさせていただければ。

私は、農業の振興ということと、それから高崎で結婚しました若いカップルが高崎へちょっと地価が高いだろうというようなことで、市外にまた住まいを見つけて出ていってしまうという状況がございまして。これは、何としても引き止めたいと私は思っております。そういうところできれいな住宅街ができるようにもしたいしみたいな。農業振興と、そういう住環境の改善と、そして商業の振興ということと一緒にバランス取ってやっていきたいと、こういうふうなことで。よろしくお願い致します。それが1点目のお願いです。

2点目は、農業の振興でいろいろ品種改良だとか、いろんな実験的な販売も行うとか、農業の作業だとか、そんなの、いろんな工夫をそれぞれの農業の方がやっているわけですので、そういう方々を支援するために、数年前に、5年前ぐらいですか、私は、農業者新規創造活動補助金という補助制度をつくり、予算が1億5,000万ぐらいでございますけれども、農家の方が創造的ないろんな工夫をする場合には、そこに対しまして支援するという助成制度を設けて、今は大変活用して

いただいているということでございます。これからも、若い農業人の方やこれから農業の方がいろんな工夫をするときに助成制度を使っていただけたらと、こういうふうに思っております。また、お声がけいただければ幸いです。それが2つ目でございます。

それで、3つ目でございますけれども、高崎の農産物をうんと売ると。売れなければ後継者が育たないということでございますが。うんと売れるということに全力を尽くそうということで、いろんな工夫をいたしまして、例えば高崎の駅のところにオーパという大きなイオンモールの店舗でございますけれども、つくっていただきまして、その1階の食料品売場に高崎の農産物だけ売るというコーナーを設けました。最初は、どうかと思ったのが、大変今売行きがよくて、農家の方がよい質のものを出していただいております、今まではJAを通じた運搬方法とか、そういうものを全部そこへ頼り切っていたわけでございますけれども、それとは別のルートで、自分のところもある程度経費は出しますけれども、別のルートで運搬をするということをサポートいたしましたけれども、大変売行きがどんどん伸びてきておりまして、今度のコロナ騒ぎがありまして、販売実績が落ちないということでございますので、これからも工夫して売っていきたいと思います。

その販売ということでございますけれども、私の夢が実は1つありまして、榛名の果樹、箕郷の梅を都内の百貨店で売ってやろうと、こういうふうに心に思っているところで。果樹は、銀座に高級なフルーツを売る店がありまして、確かにおいしいです。そこで高崎の榛名と箕郷の梅や梨や桃を売ってしまおうと思いましたが、大変敷居が高くて話になりませんで、よし、いずれ落とそうと、こういうふうに思っていますけれども。落とす前に、ちょっともっと外からブランド力を上げてやろうと思ひまして、東南アジアでうんと売ってやろうということで、シンガポール、東南アジアの中心でございますから、シンガポールで販売作戦を取りまして、大変売れます。飛行機代を使ってもペイするぐらい売れました。例えば販売、榛名の太梨というやつを、1個、大体こちらでは800円とか1,000円ぐらいのやつだけれども、あれをシンガポールで売りましたら、飛ぶように買っていただきまして、1個シンガポールで100ドル8,000円で。よし、これだったら売れるなということで、私シンガポールのデパートとかそういうチェーン店で売ってやろうと思いましたが、駄目だということです。なぜ駄目だといいますと、シンガポールの会社でないと納入させないと、こういう。それは日本でも同じようなことやっているわけでございますから、文句は言えないのですけれども。それだったら、高崎市がてこ入れしまして、シンガポールに「トリニオン」という会社をつくりまして、今箕郷と榛名の農作物、果樹を売るという作戦を練っておりまして、売れます。今のところ順調なスタートを切りまして、大変おいしいということで、非常に質がよいということで売れるということが分かりまして、これから店舗販売だけではなくて通信販売みたいな形でも広げていく予定でございまして、逆の評価をして日本の百貨店が輸入するようにしてやろうと、こういうふうに思っております。まだそこまでいったことはありませんけれども。そんなようなことで今進めたりしている。それと併せまして、箕郷の梅、冷凍梅ですけれども、200キロぐらい輸出しましてシンガポールに。梅酒、飲料、シンガポール、企

業人に広がって、今、順調にスタートしているようでございます。

実は、梅のおにぎりを、梅干しのおにぎりというのは、おにぎりの一番の典型でございますけれども、梅干しのおにぎりは東南アジアでは全く売れません。そもそも売れないから弁当にも入っていないという状況でございますが。これはなぜかという、しょっぱいからだとは思っておりましたが、どうも聞いた人によると違うことが、そういうことではなくて、梅を食うものではないと思込んでいるということが一番の原因だということが分かりました。しかし、それだったら、失う物はないということで。今梅干しを使ったおにぎりを。東南アジアの人は変な食べ方をしておりまして、カップ麺、カップ麺を彼らはよく食べるそうです。カップ麺の中に梅干しを入れて食べるというやり方が、あれが一般的だそうなのだけれども、それでも売ればいいんで。そういうことを含めまして積極的なアプローチをしていくというようなことで。いろんなやってみようと、こういうふう思っております。

それから、ジェットロが高崎に事務所を置くことになりましたので、ジェットロも、よし、では、我々協力しようということで、ヨーロッパで梅を使いましたドレッシングをガラスの瓶に詰めて売ることが、これが結構売れるそうです。いい店の、星がつくようないい店の、これが使うような。売れないかななんて思っているところで。そういうことをいたしまして、高崎の農産物がうんと売れるようにいたして。せっかく盛り上がったところで、次の手を打とうなんて思っているときにコロナ騒ぎでちょっと一呼吸置きますけれども、これはもうひたすらその販売対策を進めていこうと思っております。

ただ、農家のほうにも問題がありまして、例えばああいう販売するときには生産物を、例えば1日1キロだとか、そういう決めて持ってきてもらわなくてはいけないのですけれども、「ないのだよ」、「今日は取れていないのだよ」とか、そちらのほううまくいかないなんてことがありまして、これはちょっと販売対策としてはマイナスでございますので、これから農家の方々にも、そういうご協力をいただくということを進めなくてはいかんなど思っております。それから、例えば焼きまんじゅうを大阪や東京の後樂園なんかでやるとき、催し物のときにばんばん、物すごく売れます。高崎でフェアをやりましたりすると、焼きまんじゅうは列がもう始めからできるぐらいに今はなりました。最初のうちは何だというものだったのですけれども、今はそれなりに。よし、こんなに売れるのだからといって、新幹線で「焼きまんじゅうの焼かない前のまんじゅう持ってきてくれ」といって言ったら、「作っていないよ、そんなに」なんていって、反応をメーカーがしまして立ち往生するというようなことなので、そこら辺も少し手を入れなくてはいかんなど、こういうふう思っています。

そういうことで、みんなで協力して販売対策進めていきたいと、このように思っております。そんなようなことで今進んでおりますもので、どうぞこれからもよろしくお願ひしたいとこう思っております、申し上げました。

時間をいただきまして、ありがとうございました。これから、どうぞよろしくお願ひいたします。

○司会 どうもありがとうございました。

ここで富岡市長は公務のため退席させていただきます。

○市長 どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 本日は、任命後、初めての総会でございますので、各委員さんに自己紹介をお願いしたいと存じます。

こちらの清水壯枝委員さんより順次自己紹介をお願いしたいと思います。なお、時間の都合上、一言でお願いしたいと思います。

○1番清水委員 正観寺町の清水壯枝です。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○2番浦恩城委員 貝沢町の浦恩城と申します。よろしくよろしくお願いいたします。(拍手)

○3番佐藤委員 下中居町の佐藤勲と申します。よろしくよろしくお願いいたします。(拍手)

○4番青木委員 寺尾町の青木好記でございます。よろしくお願いいたします。(拍手)

○5番寺崎委員 乗附町の寺崎正親です。よろしくお願いいたします。(拍手)

○6番酒井委員 南八幡の根小屋町の酒井孝です。よろしくお願いいたします。(拍手)

○7番今井委員 若田町の今井隆です。よろしくお願いいたします。(拍手)

○8番須田委員 下大島町の須田直子と申します。よろしくお願いいたします。(拍手)

○9番信澤委員 下大類町の信澤健治と申します。よろしくお願いいたします。(拍手)

○10番中沢委員 岩鼻町の中沢幸子です。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○11番山田委員 倉賀野町で行政書士をやっています山田孝夫と申します。よろしくお願いいたします。(拍手)

○12番井田委員 下滝町の井田裕と申します。よろしくお願いいたします。(拍手)

○13番大河原委員 倉渕町の大河原藤雄です。よろしくお願いいたします。(拍手)

○14番塚越委員 倉渕町の塚越です。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○15番永井委員 箕郷町の永井保伸と申します。よろしくお願いいたします。(拍手)

○16番飯塚委員 同じく箕郷町、飯塚大輔と申します。よろしくお願いいたします。(拍手)

○17番加姫委員 群馬国府地区の加姫精一です。よろしくお願いいたします。(拍手)

○18番福田委員 群馬町の井出の福田敬一と申します。よろしくお願いいたします。(拍手)

○19番石井委員 旧榛名の石井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○20番清水委員 下室田町の清水悟です。よろしくお願いいたします。(拍手)

○21番松田委員 下里見町の松田健です。よろしくお願いいたします。(拍手)

○22番飯野委員 十文字町の飯野です。初めてですので、よろしくお願いいたします。(拍手)

○23番新井委員 吉井町の新井です。よろしくお願いいたします。(拍手)

○24番堀越委員 同じく吉井町の堀越良和と申します。よろしくお願いいたします。(拍手)

○25番謹田委員 同じく吉井町の謹田春美と申します。よろしくお願いいたします。(拍手)

○司会 どうもありがとうございました。

次に、職員の紹介をさせていただきます。

まず初めに、農政部を担当しております齋藤副市長でございます。

○副市長（齋藤達也） 皆さん、こんにちは。副市長の齋藤と申します。どうぞよろしく願います。（拍手）

○司会 次に、農政部の部課長をご紹介します。農政部の真下部長でございます。

○農政部長（真下信芳） 部長の真下です。どうぞよろしく願います。（拍手）

○司会 農林課の原田課長でございます。

○農林課長（原田修樹） 農林課長の原田と申します。どうぞよろしく願います。（拍手）

○司会 田園整備課の金井課長でございます。

○田園整備課長（金井孝文） 田園整備課、課長の金井です。よろしく願います。（拍手）

○司会 農業公社事務局の土屋局長でございます。

○農業公社事務局長（土谷徹則） 高崎市農業公社事務局長、土谷でございます。どうぞよろしく願います。（拍手）

○司会 次に、農業委員会事務局の職員をご紹介します。

初めに、管理担当です。管理担当は、主に農業委員会全体の庶務を担当しております。管理担当係長の河野でございます。

○管理担当係長（河野一則） 河野です。よろしく願います。（拍手）

○司会 發地主事でございます。

○主事（發地雄太） 發地です。よろしく願います。（拍手）

○司会 再任用職員の静野でございます。

○再任用職員（静野裕子） 静野でございます。よろしく願います。（拍手）

○司会 次に、農地調整担当です。農地調整担当は、主に農地転用等の業務を行っております。農地調整担当係長の羽鳥でございます。

○農地調整担当係長（羽鳥大樹） 羽鳥です。よろしく願います。（拍手）

○司会 小暮主査でございます。

○主査（小暮純子） 小暮です。よろしく願います。（拍手）

○司会 飯塚主任主事でございます。

○主任主事（飯塚 淳） 飯塚です。よろしく願います。（拍手）

○司会 次に、農業振興担当です。農業振興担当は、主に農地パトロール、各種団体等に対する補助の業務を行っております。農業振興担当係長の松田でございます。

○農業振興担当係長（松田智也） 松田です。よろしく願います。（拍手）

○司会 佐藤主任主事でございます。

○主任主事（佐藤裕徳） 佐藤です。よろしくお願いします。（拍手）

○司会 高柳主事でございます。

○主事（高柳匡秀） 高柳です。よろしくお願いします。（拍手）

○司会 この10名のほか、本日事務局に残り窓口対応しております農地調整担当の関口主任主事、村山主任主事、齊藤主任主事、新井主事、それから農業振興担当の嘱託職員の林、管理担当の臨時職員の林の6名が在籍して、総勢16名で業務に当たっておりますので、皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、市長の招集による総会でございます。農業委員会長が決定されるまで、仮議長を選出いたしまして議事を進めてまいりますので、ご協力のほうよろしくお願いいたします。

なお、この総会の会議録については公開となります。質疑については挙手をし、許可を得てから、席札の番号と氏名を名乗って発言するようお願いいたします。

それでは、仮議長の選出でございますが、私のほうで指名させていただいてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○司会 それでは、私のほうから指名させていただきます。仮議長に齋藤副市長をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○司会 異議なしと認め、仮議長は齋藤副市長に決定します。

それでは、齋藤副市長、よろしくお願いします。

○仮議長（齋藤達也） 齋藤でございます。それでは、早々でございますけれども、議事日程に従いまして、暫時進行させていただきます。

まず、委員の出席状況を報告させていただきます。ただいまの出席委員は25名でございます。過半数を超えておりますので、総会は成立しております。

それでは、議事日程第1、仮議席の指定についてを上程いたします。

事務局の説明を願います。

○事務局 管理担当係長の河野と申します。よろしくお願いします。着座にて失礼いたします。

それでは、議事日程第1、仮議席の指定についてを説明申し上げます。

高崎市農業委員会総会会議規則第5条第1項の規定により、「委員の議席は、会長が定める」となっております。したがって、会長が選出されるまでの間は仮議席ということにさせていただきます。

現在の着席順序でございますが、農地利用最適化推進委員の担当地区が定まっておりますので、この地区を参考に順番とし、同一地区内では五十音順としたものでございます。そこで、現在の着席順をそのまま仮議席と定めさせていただくご提案を申し上げます。

以上、簡単ではございますが、事務局の説明を終わらせていただきます。

○仮議長 それでは、事務局の説明は終わりました。説明のとおり、仮議席を指定させていただきたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

○全員 異議なし。

○仮議長 ご異議なしと認めます。

それでは、ただいまの着席のとおり、仮議席と指定させていただきます。

続きまして、日程第2、議事録署名委員の指名及び書記の任命についてでございますが、私のほうで指名及び任命をさせていただいてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○仮議長 それでは、私のほうから指名をさせていただきます。

議事録署名委員には清水壯枝委員、新井元委員を指名いたします。書記には事務局職員の佐藤裕徳主任主事、それと發地雄太主事を任命いたします。

それでは、日程第3、農業委員会長及び会長職務代理者の互選について上程をいたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 それでは、事務局より説明させていただきます。

この件につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第2項に「会長は、委員が互選した者をもって充てる」という規定がございます。

また、同条第5項には、「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」という規定がございます。

そして、高崎市農業委員会選挙規程第2条の規定によりまして、会長及び会長職務代理者の選出につきましては、総会において行うことになっております。

次に、その選出方法でございますが、選挙規程第10条の投票による方法、同じく第15条の指名推薦による方法と2通りの方法が定められております。いずれかの方法によって、会長及び会長職務代理者を選出していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○仮議長 事務局の説明は終わりました。

ただいまから会長及び会長職務代理者の互選につきまして、高崎市農業委員会選挙規程に基づきまして選挙を行います。

これより、この会議を選挙会に切替えたいと思います。選挙会につきましては、選挙規程第5条により、「総会において選挙を行うときは、会長は、その旨を宣言する」と規定され、「委員の任期満了による任命後最初に行われる総会において、会長が選任されていないときは、市長又は市長が認める者とする」と規定されております。本日の会長選挙につきましては、市長が認める者として、引き続き私が進行を進めさせていただきます。

それでは、農業委員会会長選挙及び会長職務代理者選挙を行います。

選挙会は、選挙規程により3分の2以上の出席が必要ですが、本日の出席者は25名で3分2以上の17名を満たしておりますので、選挙会は成立してございます。

次に、選挙に関する事務を管理するため、選挙管理人1名を定めたいと思いますが、私のほうで指名をさせていただいてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○仮議長 異議なしということでございますので、私のほうから指名をさせていただきたいと思えます。

選挙管理人は、真下農政部長にお願いしたいと思いますが、皆様、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○仮議長 異議ないものと認め、選挙管理人は真下農政部長に決定いたします。

次に、選挙規程第2条の規定により選挙を行うわけですが、互選の方法として選挙規程第10条の投票による方法と、選挙規程第15条の指名推選による方法がございます。どの方法にしたらよろしいか、皆様にお諮りいたします。

○12番井田委員 12番、井田といたします。できましたら、私3期目なのですがけれども、過去2回投票ではなくて指名推選で決まっていりましたので、指名推選が私はよろしいかと思えますので、指名推選でよろしくお願ひします。

○仮議長 ありがとうございます。

ただいま指名推選という提案がございましたが、ご異議はございませんでしょうか。

○全員 異議なし。

○仮議長 異議ないものと認め、選挙規程第15条の規定に基づき、指名推選の方法で行いたいと思えます。

初めに、会長の選挙を行います。どなたか指名を、推薦する方はいらっしゃいますでしょうか。どうぞ。

○5番寺崎委員 5番、寺崎です。私は、前期農業委員会会長を務めた今井隆委員がその経験と実績から適任であると思ひ推薦したいと思えます。よろしくお願ひします。

○仮議長 ご発言ありがとうございます。

そうすれば、ほかにどなたか推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。

(少しの間)

○仮議長 ないようであれば、それでは立候補を締め切らせていただきます。

ただいま会長に今井隆委員を推薦するとの指名がございました。今井隆委員をもって当選人と定めることに、皆さんご異議はございませんでしょうか。

○全員 異議なし。

○仮議長 異議ないものと認め、ただいま全員の同意をもって会長選挙の当選人を今井隆委員といたし

ます。おめでとうございます。

事務局は、速やかに当選人に通知し、承諾を受けてください。

○事務局 はい。

(当選通知を渡し、承諾書を受領)

○仮議長 無事当選人の承諾が得られました。会長には、今井隆委員が選任されました。

それでは、会長に就任されました今井隆委員よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○会長(今井 隆) 先ほど皆さんからご承認をいただいて会長という任務を仰せつかりました。私も再任ということで過去3年やってきたわけですけれども、一緒にやられた委員さんには、またあの顔かいなんて思われて、見飽きたよなんて思われるかもしれないのですけれども、我慢してくださいね。よろしくお願いいたします。

先ほど市長さんのほうからいろいろご挨拶がありまして、大変な状況の中でございます。こういう中、また我々3年間の任期ということでこれから農業委員の活動、仕事等行っていくわけでございます。そういう中でなかなか思うように、予定どおりに我々の仕事進まない。今までもですね。これから、新しい方は、よく分かるのですけれども、これからやっていきます事前協議とか総会、審議会とかあります。なかなか大勢いることが多いので、事務局も本当に心配しながら、コロナ感染防止しながらやっている今状況でございます。こういう中におきまして、我々も与えられた活動をやりながら農家の経営の安定、向上、そういう振興ですね、あと我々に与えられた許認可の協議、審議ということで可否をしなくてはならない。毎月上がってきます。そのような審議、審査もしなくてはならない。そういう仕事もございます。

これから3年ですけれども、皆さん1つになって、大所帯になりますけれども、私も以前、前、会長に就任したときも皆さんに申し上げたのですけれども、皆さんが意見出しやすいような雰囲気、そういう環境の中でやっていこうということで、一体になってやっていくことが一番、誰でも気軽に発言していただける、そんな中で進行が図れればと思っております。という、そういうことで、3年間よろしくお願いいたします。就任のご挨拶とさせていただきます。

それで、齋藤副市長さん、我々も先ほど司会を、お話がございましたとおり、農政部また農業委員会の担当していただいている副市長さん、齋藤副市長さんです。本当に気さくな方でいろいろ相談させてもらっております。いろいろご協力をいただきまして、ありがとうございます。今後もよろしくお願いいたします。また、農政部長さん、またいい人で、私もいろいろお話しさせていただいているのですけれども、細かなところへ気がついて農家のために一生懸命やっております。そういう農政部長さん。また、向こうに座っている吉岡補佐もよろしくお願いいたします。

そういうことで、また事務局にもいろいろ3年間よろしくお願いいたします。就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。(拍手)

○仮議長 就任の挨拶が終わりました。

それでは、会長が決まりましたので、農業委員会等に関する法律第5条第3項の規定により議長を会長と交代いたします。

皆様におかれましては、議事の進行にご協力いただき、大変ありがとうございました。（拍手）

○会長 それでは、齋藤副市長さんに代わりまして、私がまた議長ということで進行させていただきます。しばらくの間、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、副市長さん、公務がございますので、忙しい方なので退席となります。今日はお忙しい中、ご出席をいただきまして、仮議長ということでお仕事をさせていただきまして、ありがとうございます。改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。

○副市長 どうもありがとうございました。（拍手）退席させていただきます。

○会長 それでは、議長の職を務めさせていただきます。議事がスムーズに進行できますように、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、会長の職務代理者の選挙を行います。どなたかを指名推選する方は、いらっしゃいますか。

○16番飯塚委員 はい。

○会長 飯塚委員。

○16番飯塚委員 16番、飯塚です。会長のほうが旧高崎地域の委員さんと決まりましたので、旧高崎地域以外の方で、また前期会長職務代理者を務められた塚越邊委員が適任ではないかと思えます。

以上です。

○会長 ただいま飯塚委員のほうからご発言ございました。ありがとうございました。

ほかにどなたか推薦される方はいらっしゃるでしょうか。

（少しの間）

○会長 よろしいでしょうか。それでは、立候補を締め切らせていただきます。

ただいま会長の職務代理者に塚越邊委員を推薦するとの指名がございました。

それでは、塚越邊委員をもって当選人と定めることに皆さんご異議ございませんでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 異議なしという声が聞こえましたので、それでは異議ないものと認め、ただいま全員の同意をもって会長職務代理者選挙は、塚越邊委員を当選人といたします。おめでとうございます。

それでは、事務局は速やかに当選人に通知をして、承諾を受けてください。

○事務局 はい。

（当選通知を渡し、承諾書を受領）

○会長 ただいま塚越職務代理の当選人の承諾を確認いたしました。

それでは、会長職務代理者に就任されました塚越勤委員からご挨拶をお願いいたします。

○会長職務代理者（塚越 邊） ただいま職務代理ということで推薦いただきました倉渕の塚越邊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

職務代理するような器ではございません。それでも皆さんからの推薦でございますので、皆さんの温かいご指導とご協力をいただきまして、誠心誠意やっていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますけれども、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○会長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして選挙会を閉じさせていただきます。

それでは、日程第4、本議席の指定についての上程をいたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 ご説明させていただきます。

本件につきましては、総会会議規則第5条第1項の規定により、「委員の議席は、会長が定める」ということになっております。

以上でございます。

○会長 ただいま事務局からの説明のあったとおり、議席は会長が定めることとなっておりますということでございます。現在お座りいただいている議席を正式な議席と定めたいと思っております。

続きまして、日程第5、議案第1号 農地利用最適化推進委員の委嘱についての議題といたします。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書2ページを御覧ください。

議案第1号 農地利用最適化推進委員の委嘱について。

農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、次の者に農地利用最適化推進委員を委嘱したい。

地域、担当区域、氏名の順に読み上げます。区域の範囲については、省略させていただきます。

高崎、新町地域、新高尾・中川区域、箱田裕史様。旧市内・塚沢・佐野区域、小平恒雄様。片岡区域、松本一正様。南八幡区域、小池清樹様。八幡・豊岡区域、國峯敏幸様。六郷区域、小島哲夫様。長野区域、紋谷巖様。大類区域、天田重雄様。岩鼻・倉賀野・新町区域、高田正巳様。京ヶ島区域、深澤啓二様。滝川区域、菊池均様。

倉渕地域、三ノ倉・水沼区域、塚越洋様。権田区域、中澤澤太郎様。岩氷・川浦区域、塚越尚紀様。

箕郷地域、車郷区域、岡田柳治様、島方当己夫様。箕輪区域、森山明様。生原・柏木沢区域、小川行雄様。

群馬地域、金古区域、高橋篤様。堤ヶ岡区域、樋口幸男様。国府区域、依田敏彦様。上郊区域、栗原和男様。

榛名地域、室田区域、伊藤實様、長壁充好様、西山康雄様。里見区域、乾隆明様、塚本教司様。久留馬区域、清水茂樹様、高橋正好様。

吉井地域、吉井東・吉井西区域、吉田和夫様。岩井・小暮・馬庭区域、春山隆通様。入野区域、五十嵐一博様。岩平区域、武藤登様。多胡区域、白田弘子様。

令和2年7月20日提出、高崎市農業委員会会長、今井隆。

補足説明になります。農業委員会等に関する法律第17条第1項において、「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない」と規定されております。今回、農地利用最適化推進委員についても、農業委員と同様に2月12日から3月13日まで募集を行い、34名の募集に対し、地域の推薦などを受けた同数の応募がございました。その後、農地利用最適化推進委員として適格であるかの確認の評価委員会を開催し、全員適格との評価を受けたところでございます。候補者34人について、高崎市農地利用最適化推進委員として委嘱してよろしいか、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、ここでお諮りいたします。事務局の説明のとおり、農地利用最適化推進委員34名を委嘱してよろしいか伺います。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 異議なしという声が聞こえましたので、委嘱することといたします。

なお、委嘱状交付式は後日の7月22日を予定しております。

次に、日程第6、議案第2号 調査班の設置について。このことを議題といたします。

調査班についてですが、高崎市農業委員会調査班設置要領第2条に「総会に4つの調査班を設置すること」、また同要領第3条に「各調査班の委員は会長が定める」と規定されております。ついては、事務局に腹案があるようですので、事務局の説明をお願いします。

○事務局 農地調整担当係長の羽鳥と申します。よろしくお願いたします。

議案書5ページを御覧ください。

議案第2号 調査班の設置について。

高崎市農業委員会調査班設置要領第2条及び第3条の規定により、第1調査班、第2調査班、第3調査班及び第4調査班の4つの調査班を設置したい。令和2年7月20日提出。高崎市農業委員会会長、今井隆。

それでは、調査班設置につきまして事務局案を配付させていただきます。

(資料配付)

○事務局 説明の前に、ただいま配付いたしました高崎市農業委員会調査班(案)について、訂正をお願い申し上げます。

先ほど選任されました会長及び職務代理者につきましては、調査班の構成委員から外れますので、

2班、7番、今井会長及び1班、14番、塚越職務代理の欄を削除願います。

それでは、改めましてご説明申し上げます。設置する調査班は、第1班から第4班までの4班集体制となっております。農業委員の皆様の各班への割り振りについては、委員名簿をもとに農業委員の経験や南部地区と北部地区の割合などを考慮しながら編成しております。また、班内の男女比率につきましても偏りがないようにしております。なお、南部地区と北部地区という区分けでございますが、こちらは住所地から地区を分けておりまして、南部地区は旧高崎、新町、吉井地域、北部地区は、倉淵、箕郷、群馬、榛名地域でございます。

次に、調査班の役割について簡単にご説明申し上げます。調査班の主な業務といたしましては、農地法の規定による各種申請事案につきまして事前に調査が必要と思われる案件の調査を実施し、総会にて報告を行うものです。調査の割当ては欄外下に示したとおり、1班当たり1年間に3回ございます。記載月に開催される総会に合わせた事前の調査、そして総会への報告を行うこととなりますので、よろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○会長 調査班の説明について、ただいま事務局から説明がありました。特に問題がなければ、事務局案のとおりで設置したいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 よろしいですね。それでは、異議なしの声がありましたので、事務局案のとおり設置することといたします。

それでは、次に、日程第7、議案第3号 調査班長及び副班長の互選について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 議案書、6ページを御覧ください。

議案第3号 調査班長及び副班長の互選について。高崎市農業委員会調査班設置要領第3条の規定により、調査班ごとの班長及び副班長を選任されたい。令和2年7月20日提出。高崎市農業委員会会長、今井隆。

高崎市農業委員会調査班設置要領第3条の規定により、調査班ごとの班長及び副班長は互選により選任を求めるものでございます。先ほどご承認いただきました調査班の第1班から第4班までの各班内で班長と副班長の選任をお願いしたいと存じます。なお、班長になられた方につきましては、高崎市農業委員会運営委員会の構成委員を兼任することとなりますので、よろしくお願い申し上げます。

運営委員会の概要でございますが、議案書6ページに参考として記載させていただいておりますので、御覧ください。

- 1、目的、農業委員会の適正かつ円滑な運営を図る。
- 2、構成、①農業委員会会長、②会長職務代理者、③各調査班長、④農業委員会事務局管理職。
- 3、任期、上記職務に在任する期間とする。

4、所掌事務、①、総会に付議すべき条例、規程等に関する審議検討、②、総会で決定された事項の推進。③、関係機関団体との連絡等に関すること、などでございます。

以上で説明を終了いたします。

○会長 説明が終わりました。班長、副班長の互選については、事務局の説明のとおりでよろしいでしょうか、皆様にお伺いいたします。

○全員 異議なし。

○会長 異議なし。はい、分かりました。それでは、事務局の説明のとおりといたします。

それでは、それぞれ調査班ごとに分かれていただき、話し合いをお願いいたします。

なお、事務局が結果を確認に伺いますので、ご報告くださいますようお願いいたします。

それでは、しばらくの間、休憩といたします。

休 憩

再 開

○会長 それでは、会議を再開いたします。

調査班の班長、副班長が決まったようですので、羽鳥係長より発表いたします。

○事務局 それでは、調査班の班長及び副班長を発表いたします。第1調査班班長、寺崎正親委員、副班長、浦恩城由子委員。第2調査班班長、大河原藤雄委員、副班長、福田敬一委員。第3調査班班長、石井多加志委員、副班長、佐藤勲委員。第4調査班班長、飯塚大輔委員、副班長、須田直子委員。

以上でございます。

○会長 各調査班の班長、副班長の発表が終わりました。

ただいまの発表のとおりで決定してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 そうということで、班長、副班長さんは1年で、2年目はまた違う方でしていただくということで1年間よろしく願い申し上げます。

次に、日程第8 議案第4号 一般社団法人群馬県農業会議の会員についてを議題といたします。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、議案書7ページをごらんください。ご説明申し上げます。一般社団法人群馬県農業会議は、農業委員会の上部組織であり、農業委員会の指導的立場を担っております。農業会議の会員については、一般社団法人群馬県農業会議定款第6条第4項第1号の規定により「農業委員会の会長又は当該農業委員長が指名した委員」とあるため、この会員を選任していただくものでございます。また、高崎市農業委員会が選任する会員は、常設審議委員会の理事就任が予定されているため選任の際

に考慮をお願いいたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。一般社団法人群馬県農業会議の会員は、慣例により私が務めさせていただきますことよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 皆様のご承認をいただきましたので、務めさせていただきます。

予定されました議事はこれをもって終了いたしました。

次に、日程第9及び日程第10の申合せ事項に入らせていただきます。申合せ事項は、2点ございますので、併せて事務局の説明を求めます。

○事務局 農業振興担当の松田と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書8ページを御覧ください。初めに、日程第9、申合せ第1号 令和2年度情報活動の推進に関する申合せについてご説明申し上げます。

最初に朗読させていただきます。

情報活動の推進は、農地利用の最適化の推進とともに農業委員会法に位置づけられた農業委員会として取り組むべき重要な活動であり、農業者への情報提供や関係行政機関等への農業委員会の意見を提出するための媒体として、不可欠なものとなっている。

よって、農業委員会が、その主たる使命である農地利用の最適化をよりよく果たせるよう農業者等に対する情報活動を一層強化するため、下記事項をここに申合せ決議する。

#### 記

1、「農家の友」など農業委員会の情報発信を強化する。

2、農業委員会ネットワーク機構の組織紙である「全国農業新聞」の普及推進を図り、農業委員及び農地利用最適化推進委員の各1人が新規に2部以上の購読者の確保に努める。（拡大目標部数344部）。

3、「全国農業図書」の普及推進を図る。

令和2年7月20日、高崎市農業委員会総会。

ただいま朗読申し上げました中の2の「全国農業新聞」についてでございますが、農業委員会として果たすべき役割の一つとして、「全国農業新聞」の普及拡大運動を行うというものでございます。委員さん1人当たりについて新規に2人以上の購読者の確保を目標としたものになっております。委員の皆様にも新聞から得られた情報をもとに地域の推進役として農家の皆様に情報発信を行っていただくという意味合いから、従来からそれまでご購入をされていなかった方々にも、委員就任と同時にご契約をいただいております。つきましては、今回新たに委員さんとなられた方で、まだこの「全国農業新聞」を購読されていない方につきましても、9月からのご購読をお世話になりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

新聞の発行は月4回、金曜日に発行されまして、購読料は月700円となっております。この購読料

につきましては、預り金から差し引かせていただくこととなりますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

なお、この件につきましては、7月27日の農業委員さんと推進委員さんとの農業委員会研修の際に改めてご説明させていただくことになっておりますので、よろしくお願いたします。

申合せ第1号についての説明は、以上となります。

続きまして、議案書9ページを御覧ください。日程第10、申合せ第2号 高崎市農業委員会の慶弔に関する申合せについてご説明いたします。

それでは、申合せを読まさせていただきます。

(趣旨)

第1条、この申合せは高崎市農業委員会（以下「委員会」という。）の互助親睦を図るため、慶弔に関し必要な事項を定めるものとする。

(慶弔の種類、範囲及び金額、連絡範囲)

第2条、委員会が行う慶弔の種類、範囲及び金額、連絡範囲はそれぞれ別表に定めるとおりとする。

(返礼の不受)

第3条、前条の規定による慶弔については返礼を受けないものとする。

(経費)

第4条、農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「委員等」という。）は、この申合せによる慶弔の費用として報酬のうちから毎月500円を負担するものとする。

(委任)

第5条、この申合せに定めるもののほか必要な事項は、会長が運営委員会に諮ってその都度定める。

令和2年7月20日、高崎市農業委員会総会。

なお、第2条にある別表は、ページの下の方の表のことでございますので、ご確認をお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○会長 ただいま情報活動の推進に関する申合せ並びに慶弔に関する申合せということで事務局より説明がございました。ただいまの説明に関して、皆さんのほうから何かご意見、ご質問等がございましたら、よろしくお願申し上げます。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 ご意見、ご質問なければ、原案のとおり申合せといたします。

以上、長時間にわたるご審議大変ありがとうございました。予定されていた議事は、これで全て終了いたしました。

◎閉会の宣告

○司会 以上をもちまして第1回農業委員会総会を閉会させていただきます。

これにて議長の席を退席させていただきます。ご協力ありがとうございました。

午後 2時55分 閉会